

著作権法施行令の一部を改正する政令・新旧対照表

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（聴覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条の二 法第三十七条の二（法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。</p> <p>一 法第三十七条の二第一号（法第八十六条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第七条の二 法第四十七条の二（法第八十六条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>一 法第四十七条の二（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作</p>	<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第一百条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（聴覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条の二 法第三十七条の二（法第八十六条第一項及び第一百条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。</p> <p>一 法第三十七条の二第一号（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第七条の二 法第四十七条の二の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>一 法第四十七条の二に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準</p>

物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

二 法第四十七条の二（法第八十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する公衆送信 次のいずれかの措置

イ・ロ （略）

（削る）

第七条の五 法第四十七条の六（法第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 （略）

（出版権の登録の申請書）

第三十二条 法第八十八条第一項の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該申請に係る出版権に関する登録がされている場合において、当該申請書にその登録の年月日及び登録番号を記載したときは、この限りでない。

一 （略）

（削る）

- 二 設定行為で定められた存続期間（設定行為に定めがないときは、その旨）
- 三 設定行為に法第八十条第二項及び第八十一条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め

に適合するものとなるようにすること。

二 法第四十七条の二に規定する公衆送信 次のいずれかの措置

イ・ロ （略）

2 法第八十六条第一項において準用する法第四十七条の二の政令で定める措置は、同条に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすることとする。

第七条の五 法第四十七条の六（法第二百二条第一項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 （略）

（出版権の登録の申請書）

第三十二条 法第八十八条第一項の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該申請に係る出版権に関する登録がされている場合において、当該申請書にその登録の年月日及び登録番号を記載したときは、この限りでない。

一 （略）

二 設定行為に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め

- 三 設定行為で定められた存続期間（設定行為に定めがないときは、その旨）
- 四 設定行為に法第八十条第二項及び第八十一条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め